

港湾法（昭和二十五年第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、尾道糸崎港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十六日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成五年九月十六日付け広島県報によってその概要を公告した尾道糸崎港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 小型船だまり計画

地区名	施設及び規模
久保	泊地 水深三・五メートル 一ヘクタール 小型栈橋 二基

2 港湾環境整備施設計画

地区名	施設及び規模
尾道	緑地 四ヘクタール

3 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

地区名	施設及び規模
尾道	交流厚生用地 一ヘクタール 緑地 四ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木局空港港湾部港湾企画整備課（広島市中区基町一〇番五二号）